

岩手

December

12

2019



『寒い朝(雫石町)』 写真：眞館弘治

あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

(いわて年末年始無災害運動スローガン)

〔目次〕

冬季特有災害を防止しよう！	2
事業主の皆さまへ 時間単位の年次有給休暇について	3
「時間外労働等改善助成金」時間外労働上限設定コースのご案内、 最低賃金制度って何？	4・5
12月は「ハラスメント撲滅月間」です！、 パワハラ対策等法律説明会	6
クエスチョン	7
メンタルヘルスとコミュニケーション ^④	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ	10・11

冬季特有災害を防止しよう！

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- (2) 事務所・工場等の出入り口付近、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- (3) 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- (4) 滑り難い靴等の着用徹底。

2 車両等のスリップ事故の防止

- (1) スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- (2) 余裕を持った車両運行計画の作成。
- (3) 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底。
- (4) 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。

3 雪降ろしの際の災害防止

- (1) 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- (2) 安全装備（滑り難い靴・安全带・ヘルメット等）の徹底。
- (3) 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- (2) ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- (3) 事業場、工事現場、寄宿舍等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- (2) 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- (3) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- (1) 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- (2) 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく、適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- (2) 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- (1) 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- (2) 雪崩による危険防止。
- (3) 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。



冬季の転倒災害を防止しよう！

〔STOP！転倒災害プロジェクト〕の推進)

こんな場所等は転倒災害防止への注意が必要!!

- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面



事業主の
皆さまへ

注意!

時間単位の年次有給休暇について
 使用者が時季指定すべき年5日の年次有給休暇から
 控除することはできません

時間単位の年次有給休暇については、使用者による時季指定の対象とはならず、労働者が自ら取得した場合でも、その時間分を5日から控除することはできません。

1日の所定労働時間が8時間の労働者において、1時間の年次有給休暇を8日間取得したことから、1日の年次有給休暇を取得したとして、5日から控除することはできません。
 ※半日としても控除できません。

半日単位の年次有給休暇については、労働者の意見を聞いた際に半日単位の年次有給休暇の取得の希望があった場合、半日単位で時季指定を行うことは差し支えありません。この場合、日数は0.5日として取り扱います。

半日単位の年次有給休暇制度を設けるか否かは会社の任意となりますので、設ける場合には、半日の定義、端数の処理等について就業規則に定めておきましょう。

災害等によって時間外・休日労働を行う 臨時の必要がある場合

36協定によるほか、

労働基準法第33条第1項により、
 労働基準監督署長の許可（事態が急迫している場合は事後の届出）
 において、必要な限度の範囲内に限り時間外・休日労働を行うことができます。

※被災状況、被災地域の事業者の対応状況、当該労働の緊急性・必要性等を
 勘案して個別具体的に判断することになります。具体的なご相談など詳細
 については、岩手労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせください。

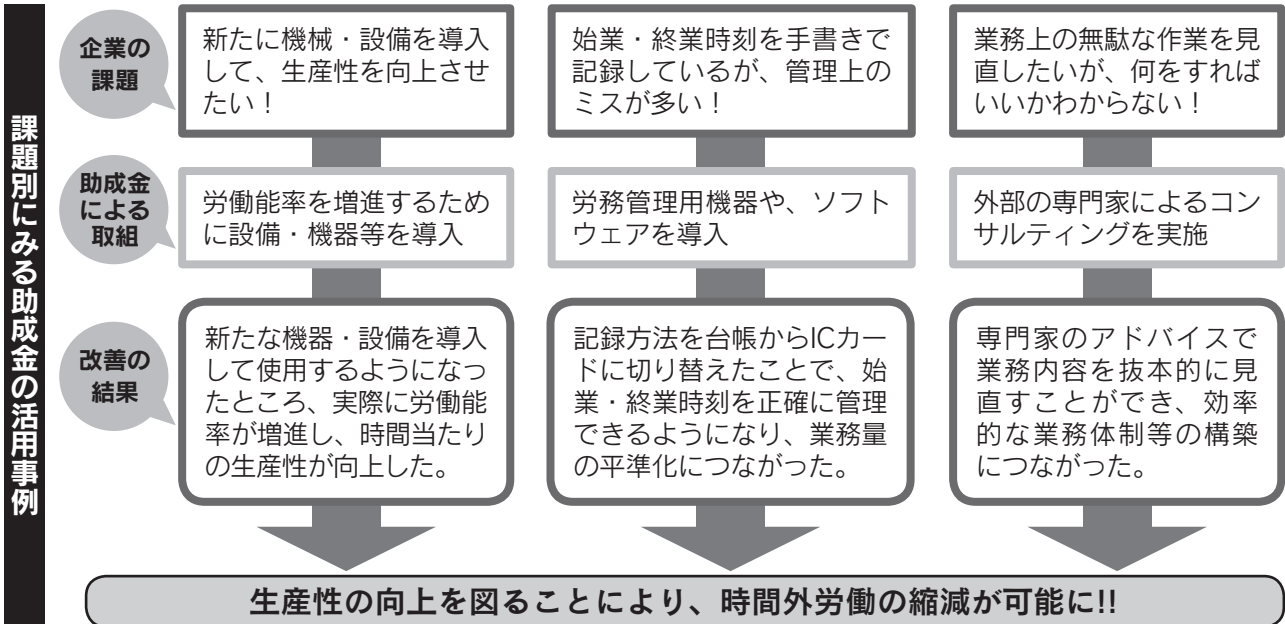
以下のアドレスにて、賃金などの労働条件について使用者が守らなければならないことをQ&Aにまとめています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00073.html

※年次有給休暇の管理簿につきましては、岩手労働局のHP又は以下のURL
 よりダウンロードすることができます。

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/000399160.xls>

「時間外労働等改善助成金」 時間外労働上限設定コースのご案内

2020年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が導入されます。
このコースは、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。



時間外労働上限設定コースの助成内容（申請期限が延長になりました）

対象事業主

平成29年度又は平成30年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主（※1）で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者（単月に複数名行った場合も可）がいること。

（※1）中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修（※2）
- ② 労働者に対する研修（※2）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング

- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※3）
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新（※3）
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※3）

（※2）研修には、業務研修も含まれます。

（※3）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等に提出（締切は1月8日(水)）

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請（締切は3月10日(火)）

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアルや「申請様式」は、岩手労働局HPからダウンロードできます。



成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、平成31年度又は令和2年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと。

- ① 時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ② 時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③ 時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

●上記の成果目標に加えて、週休2日制の導入に向けて、4週当たり5日から8日以上範囲内で休日を増加させることを成果目標に加えることができます。

支給額

「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	以下のいずれか低い額
	I 1企業当たりの上限200万円
	II 上限設定の上限額及び休日加算額の合計額
	III 対象経費の合計額×補助率3/4（※4） （※4）常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【IIの上限額】

●上限設定の上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数		
	ア 時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場（アに該当する場合を除く）	ウ 時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場（ア、イに該当する場合を除く）
成果目標①	150万円	100万円	50万円
成果目標②	100万円	50万円	-
成果目標③	50万円	-	-

●休日加算額

事業実施後	事業実施前			
	4週当たり4日	4週当たり5日	4週当たり6日	4週当たり7日
4週当たり8日	100万円	75万円	50万円	25万円
4週当たり7日	75万円	50万円	25万円	-
4週当たり6日	50万円	25万円	-	-
4週当たり5日	25万円	-	-	-

ご不明な点やご質問がございましたら、**岩手労働局 雇用環境・均等室**におたずねください。

最低賃金が、
ことしも
変わります。

確認しましょう！

岩手県 最低賃金

790円 時間額

令和元年
10月4日から **28円**
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されるんです。

最低賃金に関するお問い合わせは
岩手労働局または最寄りの労働基準監督署へ

岩手労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認！

最低賃金制度 検索



賃金の引上げを支援します。

中小企業
事業者の
皆さんへ

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金](#) 検索

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



12月は「ハラスメント撲滅月間」です！

【特別相談窓口】

パワハラ：019-604-3002
セクハラ・マタハラ：019-604-3010
岩手労働局 雇用環境・均等室

パワハラ パワハラ対策等法律説明会 開催案内

- パワハラ対策（相談窓口等）
- 女性活躍推進法（行動計画）
- パート・有期法（同一労働同一賃金）

無料

各法とも令和2年度より施行！
各法を最もよく知る担当職員が法の内容・実務を徹底解説！

主催：岩手労働局雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5F
TEL 019-604-3010 FAX 019-652-7782

1月17日 ⑤ 13:00~15:00
宮古 申込締切 1/10
宮古市市民交流センター
イーストピアみやこ
多目的ホール（150名）
宮古市宮町1-1-30
TEL 0193-63-4166

1月21日 ⑥ 13:00~15:00
釜石 申込締切 1/14
釜石情報交流センター
チームスマイル・釜石PIT
多目的集会室（130名）
釜石市大町1-1-10
TEL 0193-27-8751

1月23日 ⑥ 13:00~15:00
大船渡 申込締切 1/16
大船渡市民文化会館
マルチスペース（160名）
大船渡市盛町字下館下18-1
TEL 0192-26-4478

1月27日 ⑥ 13:00~15:00
北上 申込締切 1/20
北上市文化交流センター
さくらホール
中ホール（360名）
北上市さくら通り2-1-1
TEL 0197-61-3300

1月29日 ⑥ 13:00~15:00
一関 申込締切 1/22
一関文化センター
中ホール（350名）
一関市大手町2-16
TEL 0191-21-2121

1月31日 ⑤ 13:00~15:00
奥州 申込締切 1/24
奥州市文化会館
Zホール
中ホール（400名）
奥州市水沢佐倉河字石橋41
TEL 0197-22-6622

2月4日 ⑥ 13:00~15:00
二戸 申込締切 1/28
二戸市民文化会館
中ホール（300名）
二戸市石切所字狼穴1-1
TEL 0195-23-7111

2月7日 ⑤ 13:30~15:30
盛岡 申込締切 1/31
盛岡市民文化ホール
マリオス
大ホール（1200名）
盛岡市盛岡駅西通2-9-1
TEL 019-621-5100

パワハラ対策等法律説明会 申込書				岩手労働局 雇用環境・均等室			
申込会場 希望会場に○をつけてください				FAX 019-652-7782			
1/17 宮古	1/21 釜石	1/23 大船渡	1/27 北上	1/29 一関	1/31 奥州	2/4 二戸	2/7 盛岡
事業所名				参加者			
住所 (TEL)	〒 _____ TEL (- -)						



腱鞘炎等の上肢障害は、労災保険で補償されますか

Q 当社の社員Aは入社後2年間、パソコンで顧客情報などを入力する作業に従事していましたが、1週間位前から肘から指先にかけてしびれと痛みを感じたため、医療機関を受診したところ「腱鞘炎」と診断されました。この場合、労災保険で補償されますか。

A 腱鞘炎等の上肢障害を労災として認定する際の基準として「上肢障害に基づく疾病の業務上外の認定基準」（以下「認定基準」といいます。）が定められています。
「認定基準」の概要は以下のとおりです。

【上肢障害とは】

腕や手を過度に使用すると、首から肩、腕、手、指にかけて炎症を起こしたり、関節や腱に異常をきたしたりすることがあります。

上肢障害とはこれらの炎症や異常をきたした状態を指し、代表的な診断名として次のようなものがあります。

上腕骨外（内）上顆炎、手関節炎、肘部管症候群、腱鞘炎、手根管症候群など

【労災認定の要件】

労災と認定されるためには、次の3つの要件すべてを満たす必要があります。

- ① 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。
「上肢等に負担のかかる作業」とは
 - ・上肢の反復動作の多い作業
 - ・上肢を上げた状態で行う作業
 - ・頸部、肩の動きが少なく姿勢が拘束される作業
 - ・上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業
 など（これらに類似した作業も該当することがあります。）
「相当期間従事した」とは
 - ・原則として6か月程度以上従事した場合をいいます。
- ② 発症前に過重な業務に就労したこと。
「過重な業務に就労した」とは、発症直前3か月間に、上肢等に負担のかかる作業を次のような状況で行った場合をいいます。
 - [業務量がほぼ一定している場合]
同種の労働者よりも10%以上業務量が多い日が3か月程度続いた
 - [業務量にばらつきがあるような場合]
・1日の業務量が通常より20%以上多い日が、1か月に10日程度あり、それが3か月程度続いた
 - ・1日の労働時間の3分の1程度の時間に行う業務量が通常より20%以上多い日が、1か月に10日程度あり、それが3か月程度続いた
 なお、過重な業務に就労したか否かを判断するに当たっては、業務量だけではなく、長時間作業、連続作業、過度の緊張、不適切な作業環境等の状況も考慮します。
- ③ 過重な業務への就労と発症までの経過が医学上妥当なものと認められること。

「腱鞘炎」を始めとする上肢障害の発症には、業務以外の個体側要因（年齢、素因等）や日常生活要因（家事、スポーツ等）とも密接に関連していることから、労災認定に当たっては、認定基準とともに、これらの要因についても併せて検討の上判断することになります。

詳しくは、岩手労働局労災補償課（TEL019-604-3009）または最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

メンタルヘルスと コミュニケーション

④5 ~ああ、頑固!~

今松明子

「言い出したら聞かない!もうお手上げなの。誰に似たんだろう!」とご近所の若いお母さんがわんぱくな男のお子さんのことを「頑固で憎らしいのよ。」と嘆いていました。でも愛おしさがあふれていて、周囲の人たちは微笑みながらそのわんぱく話を聞いていました。言い出したら聞かない頑固な人、子供だけでないですね。頑固オヤジなんて言葉もあるように、世の中にはいっぱいいます。お年寄りも職人も頑固なイメージがあります。

誰にも頑固な面はあります。その時の場面状況やその時の心理的状況で頑固な部分が出てしまうことはあるだろうと思いますが、それが度々なら「面倒くさいね、あの人さ。」と言いたくなってしまうこともあるかと思います。そういう人、身近にいませんか。

ある飲食店で若い男性二人が並んで話していました。「あの人さあ、アップデートできねえんだよ。」「だよね。」聞き耳を立てていたわけではありませんが、聞こえてきました。さすが若者、人に対してアップデートという言葉を使うか!と興味津々。こっちも二人だったのですが、なんとなく顔を見合わせ無言の合意ができ、なんかおもしろそうとなんとなく聴いてしまいました。

ハッキリとはわかりませんが、先輩に対しての愚痴のようでした。自分たちが提案していることは時間短縮にも効率のアップにもなるし、いいことづくめなのに全く受け入れてくれない、いまでは話を聞いてもくれないということのようで、徐々にヒートアップしていったのでしょう。いろんな言葉が聞こえてきました。「頑固いんだよ。」「そうだそうだ!」「やってみりゃいいじゃん!」「んだ!んだ!」「気がちっちゃんだよ。」「ビビりだな。」「そのとおり!」吹き出しそうになる瞬間もありつつ聞いていたのですが、自分たちの主張はどこまでも正しく、非は聞き入れてくれない先輩にあるというように聞こえま

した。話は段々に深刻になってきたようで大丈夫かなと思った瞬間、一人が『やっぱ、あの人頑固なんだよ。頑固!頑固おやじ!』と大声で言い、二人で大笑い。なにか爽やかな風が吹いたような感じさえ受け、全く関係ない私たちは安堵感でいっぱいになりました。

先輩が本当に頑固かどうかはわかりませんが、若者くんたちを教育していたのではないかと感じました。この二人もそのことを本当はわかっているようにも感じましたし、たぶん、この二人は頑固な先輩が好きなんだろうなあと感じさせえるような瞬間でした。きっと理論武装して先輩に立ち向かっても論破できなかった悔しさのようなものが愚痴となったのではないかと思いました。この先この若者くん達はもっと学び、もっと工夫し、頑固おやじの先輩に立ち向かっていくんじゃないかと、一方で逞しさともう一方で燃えている若者くんの若さを羨ましくも感じました。

頑固っていろいろのパターンがありそうです。例えば人に心を開かず、寄り付くことさえ躊躇してしまいそうな人。己を貫いている感じなのかもしれないですが、頑固で怖い人と映ります。普段は柔軟な考え方ができる人だと思っていた人が、あることにだけ固執し、自分の意見を絶対に曲げない、こだわりが強いというのか執着心が強いというのか、そういう頑固さんもいます。あるいは誰かに指摘された時に、プライドの高さゆえに自分の考えを変えられないというようなことも頑固と感じます。新しいものへの適応への不安等で現状のやり方を保持し続けているということも頑固に見えてしまうこともあるかもしれません。

このように頑固は保守的でどちらかという悪い印象でとらえがちですが、決して悪いものではなく、時と場合によってはとても重要要素で、それによって守られるなんてこともあります。若者くんの先輩の例(あくまでも想像ですが)などはまさにそうではないでしょうか。どこまでいっても程度の問題です。たまには自分の言動が周囲の人のストレスになっていないかどうか、相手が納得できるような話し方をしているかどうか振り返りはしたいものですね。



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ 10月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(株)アイ・モーションテクノロジー	盛岡市
宮古	子育てサポートセンター ククナの家	宮古市
宮古	(株)牧原商店	田野畑村

支部名	事業所名	所在地
花巻	キオクシア岩手(株)	北上市
大船渡	(株)村上冷凍空調設備	大船渡市

9月末会員数	5,019	10月加入	5	10月退会	4	10月末会員数	5,020
--------	-------	-------	---	-------	---	---------	-------

公益財団法人 岩手労働基準協会 年末年始休日のお知らせ

令和元年12月28日(土)～令和2年1月5日(日)まで

お休みとさせていただきます。事務所の営業は1月6日(月)からとなります。

●「化学物質のためのリスクアセスメントセミナー」のご案内

平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法では、「**化学物質についてのリスクアセスメントの実施**」が義務付けられました。今回の法改正では、規模や業種にかかわらず、**安全データシート（SDS）の交付義務のある640物質を製造し、または取り扱うすべての事業者**が対象とされています。

当協会では表記セミナーを開催しますので、管理者並びに安全衛生担当者、リスクアセスメント実施担当者をはじめ多数の皆さまにご参加いただきますようお願い申し上げます。（詳細については、HPをご確認願います。）

記

1. 日 時 ①令和2年1月29日（水）13：30～16：30（受付13：00より）
2. 場 所 「岩手労働基準協会研修センター2F」 盛岡市北飯岡1丁目10-25

●安全管理者選任時研修のご案内

一定の業種（林業・建設業・運送業・製造業・清掃業・旅館業等）の常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、一定の資格要件の者、かつ、「**安全管理者選任時研修**」修了者から安全管理者を選任することになっています。

社内人事等で新たに安全管理者に選任予定の方もあると思われます。この研修修了が選任の要件となっておりますので該当者の受講についてご検討ください。

当協会では、この研修を**1月30日(木)・31日(金)の2日間**、当協会研修センターで開催いたします。

詳細につきましては、当協会本部までお問い合わせください。

講習会のお知らせ 令和2年2月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技 能 講 習	有機溶剤作業主任者技能講習	R2.2/12(水)～13(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	11,550	1,980
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	R2.2/18(火)～20(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	17,050	2,200
		R2.2/18(火)～19(水)・21(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	玉掛け技能講習	12/9(月)～11(水)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部	24,200 (一部免除者) 22,000	1,650
		12/9(月)～10(火)・12(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		R2.1/14(火)～16(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		R2.2/4(火)～6(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		R2.2/4(火)～5(水)・7(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		R2.2/4(火)～6(木)	サンバルク2F会議室他	20	釜石支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	R2.1/14(火)～17(金)	サンバルク2F会議室他	30	釜石支部	30,800	1,650
		R2.1/20(月)～23(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		R2.2/17(月)～20(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		R2.2/18(火)～21(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		R2.2/18(火)～21(金)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	R2.1/20(月)・24(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	13,750	1,650
	小型移動式クレーン運転技能講習	R2.1/14(火)～16(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	30,250 (一部免除者) 28,050	1,705
		R2.1/14(火)～15(水)・17(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	ガス溶接技能講習	R2.1/8(水)～9(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,000	880
R2.1/9(木)～10(金)		宮古高等技術専門校	40	宮古支部			
安全衛生推進者養成講習	12/16(月)～17(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	9,350	1,430	
	R2.1/16(木)～17(金)	アイ・ドーム	60	一関支部			
特 別 教 育	クレーン運転業務特別教育	R2.2/25(火)～26(水)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部	9,900 11,000	1,705
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	R2.1/10(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	8,800 9,900	715
		R2.1/17(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	アーク溶接等の業務特別教育	12/19(木)～20(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,000 12,100	1,100
		12/24(火)～25(水)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		
		R2.1/6(月)～7(火)	久慈職業訓練協会他	40	二戸支部		
	粉じん作業特別教育	R2.1/23(木)	アイ・ドーム	30	一関支部	5,500 6,600	880
	フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育	12/23(月)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	6,050 7,150	990
		R2.1/29(水)	サンバルク2F会議室	40	釜石支部		
		R2.1/29(水)	アイ・ドーム	40	一関支部		
		R2.2/14(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
R2.2/21(金)		岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部			
酸素欠乏危険作業業務特別教育	R2.1/27(月)	気仙教育会館	40	大船渡支部	6,600 7,700	1,320	
産業用ロボット業務特別教育(検査等)	R2.2/27(木)～28(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	10,450 11,550	1,980	
ダイオキシン類ばく露防止特別教育	12/11(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	本部	5,500 6,600	990	
そ の 他	職長教育	R2.2/13(木)～14(金)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部	12,650 13,750	880
		R2.2/18(火)～19(水)	サンバルク2F会議室	20	釜石支部		
	職長・安全衛生責任者	R2.1/27(月)～28(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	12,650 13,750	1,540
		R2.2/18(火)～19(水)	サンバルク2F会議室	20	釜石支部		
R2.2/20(木)～21(金)		岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部			
有機溶剤業務従事者安全衛生教育	R2.2/18(火)	アイ・ドーム	30	一関支部	6,930 8,030	990	

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
その他	丸のご等取扱い作業業務従事者	R2.2/13(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,500 7,150	1,050
	危険予知普及講習	12/12(木)	サンバルク2F会議室	40	釜石支部	6,600 7,700	1,045
		R2.2/6(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	化学物質のための リスクアセスメントセミナー	R2.1/29(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	本部	5,500 6,600	880
	安全管理者選任時研修	R2.1/30(木)～31(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	14,850 17,050	1,540
	労務担当者研修会	R2.2/3(月)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000

※ 受講料・テキスト代は消費税10%込みの表記となります。

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

『メンタルヘルスとコミュニケーション』 冊子配布のお知らせ

本年度の岩手県産業安全衛生大会は9月24日に開催されましたが、その際に参加者の皆さまに当協会が毎月発行しています「労働基準情報岩手」に掲載している今松明子氏寄稿文『メンタルヘルスとコミュニケーション』の冊子を配布いたしました。この冊子は職場におけるメンタルヘルス対策の一助となることを願って発行したものです。

つきましては、冊子の残が多少はございますのでご希望があれば無料で配布いたします。

送付先、必要部数、連絡先、担当者名を記載のうえ当協会本部の
E-mail:honnbu@iwateroukikyo.com または
Fax : 019-681-1018 までお申し込みください。

なお、送料はご依頼者の負担(着払い)とさせていただきます。



岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honnbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

2020年4月1日から、中小企業に、時間外労働上限規制が導入されます。助成金の支給により、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主の皆様を支援します。支給対象となる取り組みを実施し、「成果目標」の達成状況に応じてこの取り組みの実施に要した経費の一部を支給します。1企業あたりの助成額の上限は〇〇万円となります。

では、〇に入る数字は次のどれでしょうか？

- ① 1
- ② 2
- ③ 3

ヒント 4～5ページを参考に回答してください。

●応募方法

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

●締め切り

令和元年12月18日（水）消印有効

●宛先

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
 (公財) 岩手労働基準協会 クイズ係宛て
 FAX 019-681-1018
 eメール honbu@iwateroukikyo.com

●賞品及び発表

応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

●11月号の正解 ③

大晦日は 年越しそばの日



大晦日は、長かった一年が終わり、締めくくりとして年越しそばを食べる日です。年越しそばは江戸中期からの習慣で、金箔職人が飛び散った金箔を練ったそば粉の固まりに引付けて集めていたため、年越しそばを残すと翌年は金運に恵まれないといわれています。また、金は鉄のように錆びず、永遠に不変の物であることから、長寿への願いも込められています。

日本三大蕎麦といえば、岩手のわんこ蕎麦、長野の戸隠蕎麦、島根の出雲蕎麦ですが、蕎麦の生産量は1位が北海道で全体の約40%、ちなみに岩手は約4%ですが9位です。

写真提供：岩手県観光協会

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報もお待ちしております。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

加えても減っても困る我が心

そもそも心に大きさがあるものなのか、よくは分かりません。確かに加えたり減ったりすると、不安を覚えて心が不安定になります。何も無い事が一番です。

(川柳原生林9月号<杜若>佐々木のみ子作品より)

岩手の死亡災害 (10月末)

製造業	0	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	4	(9)
運輸交通業	1	(0)
林業	0	(2)
商業	0	(0)
その他	1	(2)

累計 6 (14)
 () 内は前年同期

編	集
後	記

12月3日は国際連合の国際デーの一つである「国際障害者デー」です。また、わが国では毎年12月3日から12月9日までを「障害者週間」と定めています。12月3日は、1982年に国連総会で「障害者に関する世界行動計画」が採択された日で、これを記念して1992年の国連総会において、この日を「国際障害者デー」とすることが宣言されました。一方、12月9日は1975年の国連総会において「障害者の権利宣言」が採択された日です。わが国では1981年に当時の国際障害者年推進本部が、国際障害者年を記念してこの日を「障害者の日」とすることが決定しました。その後、1993年11月に心身障害者対策基本法が障害者基本法に改められた際に12月9日

の日を「障害者の日」とすることが法律にも規定されました。「障害者週間」は、2004年6月の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、「国際障害者デー」の12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間について設定されました。国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。障害者基本法の一文中には、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明らかにしています。

【1月号労働基準情報から変わります!】

令和2年1月からホームページ内の労働基準の閲覧は会員専用となります。ユーザー名「irmember」、パスワードは労働基準最新号の編集後記に記載いたしますのでご理解のほどお願い申し上げます。

発行 令和元年12月1日
 定価 1部 100円
 { 会員事業所の購読料 }
 { は年会費に含む }

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
 盛岡市北飯岡一丁目10-25
 ☎020-0857 / ☎019-681-9911 / FAX019-681-1018
 編集・発行人 戸澤勝弘